

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

小金井市

2 構造改革特別区域の名称

みんなに優しく、ともに支えあうまち移送特区

3 構造改革特別区域の範囲

小金井市の全域

4 構造改革特別区域の特性

小金井市は、都心から約2.5km西方に位置し、東京都全体からみて概ね地理的中心にあり、その市域は東西4.1km、南北4.0km、面積11.33km²である。市制施行は昭和33年10月1日に行われ、都内26市中10番目に誕生した市として現在に至っている。

本市における地理的特徴の第一は、JR中央本線と平行する形で国分寺崖線(通称「はけ」と呼ばれる。旧多摩川が武蔵野台地を削ってできた立川市から世田谷区までの総延長約2.5km、高低差15~20mに及ぶ河岸段丘)が市域南部を東西に横切っていることが挙げられる。十数メートルの高低差は市民の移動に大きな影響を与えており、特に身体障害者や高齢者にとっては、他の地域には見られない交通バリアとなっている。第二に、市の中央部をJR中央本線が東西に横断しており、これにより南北の交通が分断されている。市では、南北一体のまちづくりを実現するため、国や東京都等と連携しJR中央本線連続立体交差化事業を進め、併せて駅前広場の整備を含めた武蔵小金井駅南口第一地区第1種市街地再開発事業及び東小金井駅北口土地区画整理事業等を通じて、誰もが快適な魅力あるまちづくりを進めているところである。しかしながら、この連続立体交差化事業の完成は平成22年度を予定しているところであり、それまでの間は従来の踏切を利用しなければならず、要介護認定者、身体・知的・精神障害者等(以下、「移動制約者等」という。)の市内間移動には、非常に大きな障害となっている。

一方、本市の人口は、111,306人(平成17年3月31日現在、外国人を含む。)である。その特徴は、高齢者人口が18,560人で高齢化率が17.0%と都内26市のうち上位から11番目(平成16年度版東京としとうけい)に位置し、高齢社会の到来がいち早く進んでいる状況であり、このうち要介護認定者数等(要支援を含む。)は、3,064人である。加えて、障害者数は、2,663人(内訳：身体障害者手帳所持

者数 2,270 人、愛の手帳所持者数 393 人)となっており、さらに、精神保健手帳所持者数は 246 人、精神障害者通院医療費助成対象者は 1,052 人となっている。(いずれも平成 17 年 3 月 31 日現在)

ここで、平成 15 年度に東京都が行った人口推計調査を分析すると、本市の人口はこれまでの全体的な増加傾向が鈍化すると予想している。これは、年少人口(0~14 歳)・生産年齢人口(15~64 歳)の割合の低下によるものであるが、老齢(65 歳以上)人口については、その割合が増加し、年々高齢化率の上昇が予測されている。これに伴い 65 歳以上の移動制約者等数も大幅に増加することが見込まれ、さらに、いずれの指標においても精神障害者手帳所持者及び精神障害者通院医療費助成対象者の減少傾向は示されていない状況である。

移動制約者等の状況(表 1~表 5)

本市における 65 歳以上の要介護認定者数等(要支援を含む。)は 2,975 人であり、このうち、要介護 3~5 認定者は 1,012 人である。要介護 3~5 の認定者については、市内間移動を行う場合、福祉車両を必要とすることが見込まれるが、介護度の軽い者(要介護 1~2 までの者)及び要支援と認定された者については、市内間移動において必ずしも福祉車両を必要とする状況ではない。

身体障害者手帳所持者は、2,270 人であり、このうち、移動に制約があると推定される肢体不自由者数は 1,197 人、視覚障害者数は 166 人である。また、人工透析を必要とする腎臓疾患患者は 148 人であり、このうち、福祉車両が必要と推定される者は、重度の肢体不自由者等のごく少数の者であり、その他の者については、移動に際し福祉車両を利用する必要がない。

知的障害者(愛の手帳所持者)は、393 人であり、このうち中度以上の者は 263 人となっている。知的障害者は、交通法規の理解、安全確認ができない場合もあり、また、介護者や車両が移動のたびに変わることにより、パニックを起こす者もいる。ボランティアによる福祉有償運送であれば、特定の介護者で特定の車両による移動が可能となり、利用者にとっても使いやすい移動手段が確保できることになる。

本市における精神保健手帳所持者数は 246 人であり、また、精神障害者通院医療費助成対象者数は 1,052 人である。このうち精神保健手帳所持者で 1 級の障害者のうち引きこもりの傾向がある者は、普段から行動をとるなど、言わば心を許した介護者と同一の行程をとる事により初めて外出が可能となる場合も多い。このため、日常生活の延長線上における移動手段として、セダン型車両等に利用を拡大した福祉有償運送は非常に重要である。

要介護認定

要介護（要支援）認定者数（平成17年3月31日現在 単位:人）（表1）

	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	607	878	478	337	363	312	2,975
65歳以上	93	149	90	51	54	40	477
75歳未満							
75歳以上	514	729	388	286	309	272	2,498
第2号被保険者	9	35	14	9	10	12	89
総数	616	913	492	346	373	324	3,064

身体障害者手帳所持者の状況

（平成17年3月31日現在 単位:人）（表2）

等級	視覚	聴覚	音声言語	肢体不自由	内部	計
1	58	6		293	388	745
2	41	59		294	11	405
3	19	24	26	204	115	388
4	12	49	14	264	158	497
5	23	2		104	1	130
6	13	54		38		105
計	166	194	40	1,197	673	2,270

知的障害者（「愛の手帳（東京都療育手帳）所持者」）の障害別状況

（平成17年3月31日現在 単位:人）（表3）

区分	1度	2度	3度	4度	合計
18歳以上	12	92	80	93	277
18歳未満	1	28	50	37	116
合計	13	120	130	130	393

精神保健福祉手帳所持者の状況

（平成17年3月31日現在 単位:人）（表4）

等級	1級	2級	3級	合計
人数	72	122	52	246

精神障害者通院医療費公費負担申請者数

（平成17年3月31日現在 単位:人）（表5）

	平成15年度	平成16年度	合計
申請者	585	467	1,052

申請者数・・・通院医療費公費負担の有効期間は2年間のため、平成15年度と平成16年度の申請件数をもって、平成17年3月31日現在の通院医療費公費負担適用者数と推計している。

移動制約者等にかかる社会資源の状況（表6・表7）

市内の公共交通機関は、鉄道路線が2本（JR及び西武鉄道）あり、JRが市域中央部を東西に横切り、西武多摩川線が市の南東部を南北に縦貫している。この両線の3つの駅（武蔵小金井駅・東小金井駅及び新小金井駅）を中心にバス路線が発達し、市内では、京王バス、西武バス、関東バス、小田急バスの4社29路線で営業運行している。また、この他に市の施策として、交通不便地域を対象としたコミュニティバスを運行している（平成17年度中に4路線で運行開始）。

市内に営業所を置くタクシー会社は7社あり車両登録台数は253台、福祉車両登録台数は17台となっている。このうちの1社では、昭和63年に福祉輸送に特化した専門部署を設置するなど、福祉分野において積極的な事業展開を行い、また指定訪問介護事業所として認可を受けるなど、現在も活発に企業活動を継続している。

一方、市の移動制約者等への支援事業は、福祉タクシー券補助、ガソリン費助成、心身障害者移送サービス運行事業、リフトタクシー運行事業、障害者高齢者移送サービス事業を行っている。

しかし、公共交通機関、タクシーの利用及び市の施策だけでは、高齢のため歩行困難な者や視覚障害等により乗車前、降車後の介助が必要な者、また、重度の知的障害で運転手や車両が変わることでパニックを起こしてしまう者等に対する移動支援については、十分な効果が得られていない状況にあり、このため上記の者に対する移動手段の確保として、民間のNPO団体による活動が欠かせないものとなっている。

小金井市内に事業所等を設置するタクシー会社

（平成17年3月現在）

（表6）

会社名	所有台数
飛鳥交通第三小金井営業所	28台
小金井交通	24台
三幸交通小金井営業所	24台（1台）
つくば観光交通	87台（16台）
美善交通小金井営業所	20台
武蔵野自動車交通	35台
エム、ティ無線タクシー小金井配車センター	35台
合 計	253台（17台）

（ ）は福祉車両台数

市内移送サービス団体

(平成17年3月31日現在)

(表7)

団体名	車両台数	登録者数	15年度実績
NPO 法人ハンディサポートこがねい	11台	136人	4,312件

市計画での位置付け

本市では、平成13年3月に小金井市第3次基本構想を定め、その後、基本構想を実現するため、計画期間を平成13年度～17年度とする小金井市長期総合計画前期基本計画を策定したところである。この基本計画では基本構想を実現するため4つの目標を掲げ、この目標のうち「安心してらせる生きがいのあるまち(福祉と健康)」に基づき、個別計画である地域福祉計画、高齢者保健福祉計画、障害者基本計画、健康づくり推進プランなどを策定した。

平成16年度に策定した地域福祉計画では、「高齢者及び障害者が地域で生きがいをもって生活できるよう、移送サービスを充実し、気軽に社会参加できるように努める。」としており、同様に障害者計画でも、「心身障害者の外出・移動手段のあり方を検討し、多様な外出・移動手段の確保をする。」としている。

市民活動団体との協働

近年、種々の福祉施策が「措置」から「契約」へと移行する時代潮流の中にあって、多様化する市民ニーズに的確に対応するため、家族や障害者団体、行政だけでなく、市民、NPO法人や市民活動団体等との「連携・協働」が不可欠になってきている。

今後、移動制約者等に対する外出支援をより効果的・効率的に展開するには、安全、迅速かつ安価で移動できる手段を量的・質的に確保することが非常に重要である。このため、従来からの行政中心の事業方法から、民間事業者はもとよりNPO法人やボランティアなど市民活動団体を支援していくとともに、連携・協働をより一層推進していくことが必要である。

5 構造改革特別区域計画の意義

本市は、市民40年来の悲願であったJR中央本線連続立体交差事業に併せて武蔵小金井駅、東小金井駅両周辺の整備を進め、加えて都市計画道路の整備などを通じて、誰もが快適で魅力あるまちづくりを推進している。この都市環境の整備は、従来の単なる開発計画とは異なり、福祉のまちづくり的な側面も有しているものである。

本格的な地方分権の時代を迎えた今日、福祉の分野では「自助・共助・公助」を有機的に機能させることが求められており、行政中心の施策から地域の力と特性を生かす構

造改革を進めなければならない。今後は、市民と市との協働により、すべての市民が障害の有無や年齢等にかかわらず、その人らしく安心な生活を送ることができるまち「障害のある人もない人も、自立したひとりとして暮せるまち」の実現をめざし、行政、NPO、企業といった垣根を越えた全市的な取り組みが必要である。

このため、構造改革特区の認定を通じて、市民によるボランティア有償運送を制度として保障し、使用車両を福祉車両からセダン型車両まで拡充することにより、「誰もが住みなれた地域や居宅で、自立した生活を送ることができるよう、在宅・施設サービス、保健医療体制等の充実」を図り、NPO法人等に代表される民間活力の導入を推進する。加えて、地域の社会資源である市内事業者等を育成することにより、地域社会・地域経済の活性化に貢献することができる。

6 構造改革特別区域計画の目標

小金井市では、「人間性の尊重」、「自主・自立の確保」、「参加・連帯と共生」、「生活の質の向上」という4つの柱を基本理念とした小金井市障害者計画を平成17年3月に策定したところである。今後は、この計画をもとに小金井らしい地域の実状に即したきめ細やかなサービスを提供できるよう全市的な取り組みを推進し、NPO法人等の多様な主体が参加する市民活動を支援する予定である。また、今回の構造改革特区の認定によって、高齢や障害の有無に関わらず住み慣れた地域社会の一員として共に生活し、社会参加の促進や市民活力の活性化を図りつつ、ノーマライゼーション社会の実現をめざし、地域の課題を地域の多様な主体の特性を生かすことによって解決するしくみを創出し、市内全域の活性化につなげることを目標とする。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

平成15年に実施した「小金井市障害者計画に関する市民アンケート」(平成15年9月実施：有効回収率51.2%)では、障害のためにあきらめたり、妥協したりしたことという設問(複数回答可)に対し、旅行や遠距離の外出が55.2%、近距離の外出が24.2%となっており、全体のうち約8割の方が外出時の不便を感じている。この状況を改善するため、市内では公共交通事業者における企業努力や、行政による福祉施策の充実等により一定の効果をあげているものの、本件の認定に基づく有償ボランティア輸送の拡充により、福祉・医療サービスを受ける交通手段は、格段に向上することとなり、介助・援助者である家族の介護負担及び経済的負担の軽減が図られる。

また、NPO法人等によるボランティア輸送をセダン型車両まで拡大することにより、福祉・医療のサービスが受けやすくなるとともに、心身障害者や要介護高齢者の活動範囲が飛躍的に向上し、社会参加も可能となる。これらの相乗効果により、ノーマライゼーション社会の実現に大きく寄与することはもとより、施設入所や長期の病気入院を予防、減少させる効果が期待できる。

8 特定事業の名称

NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業
1206(1216)

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と求める事項

小金井市心身障害者ガソリン費助成事業	
対象者	市内に住所を有する身体障害者手帳等を所持する者で、東京都都税条例又は小金井市市税賦課徴収条例により減免の対象となった者。
内容	障害者の生活のために所有する自動車のガソリン費を助成することにより、社会生活の向上を図る。(助成額月額3,000円)
利用状況	平成16年度利用者実績数 1,147人
小金井市福祉タクシー事業	
対象者	市内に住所を有する以下の障害に該当する者 身体障害者手帳所持者で、体幹機能又は下肢障害の程度が3級以上の者又は視覚障害2級以上及び内部障害1級の者 愛の手帳2度以上の者
内容	電車・バス等の通常の交通機関を利用することが困難な障害者にタクシー券を交付し、社会生活の向上を図る。(タクシー券月額3,000円)
利用状況	平成16年度タクシー券交付者数 1,171人
小金井市在宅心身障害者移送サービス運行事業	
対象者	市内に住所を有し、身体障害者手帳を所持する在宅の車椅子使用者等及びその付添者
内容	以下の場合に利用できる。 社会福祉団体等が主催する行事に参加するとき。 障害者団体等その活動に必要なとき。
利用状況	平成16年度実績 52件
小金井市リフトタクシー運行事業	
対象者	一般の交通手段を利用することが困難な車椅子使用者及び寝たきりの状態にある者
内容	市内のリフト・寝台車付タクシーを運行する民間輸送業者に対して、運行に要する経費の一部を補助する。 リフトタクシーのタクシー料金は迎車料金を除いて、利用者の自己負

	担となる。
利用状況	平成16年度実績 延利用回数 2,436回
小金井市障害者高齢者移送サービス事業	
対象者	市内に事務所を有し、平成14年度東京都福祉振興事業助成金実施要綱により助成金の交付を受けていた団体
内容	公共交通機関を利用することが困難な障害者、高齢者に対し、移送サービスを行う。
利用状況	平成16年度実績 4,312件

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙

1 特定事業の名称

NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業
1206(1216)

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内で活動する運営協議会において認められた社会福祉法人、NPO法人、医療法人及び公益法人

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画認定日

4 特定事業の内容

事業に関与する主体

小金井市内で活動を行う社会福祉法人、NPO法人、医療法人及び公益法人

事業が行われる区域

出発地又は到着地が小金井市

事業により実現される行為

事業に関与する主体が所有する車両を用いて、要介護認定者、要支援認定者、身体障害者、知的障害者、精神障害者及び難病患者等の方のうち、単独では公共交通機関の利用が困難な移動制約者等で、あらかじめ、運送主体に登録をした会員及びその同伴者に対し、有償での送迎サービスを提供するもの。

5 当該規制の特例措置の内容

福祉車両による有償ボランティア輸送は、車椅子等の補装具を利用しなければならない障害者に対する移動の支援として成り立つが、視覚障害者、知的障害児者、精神障害者、内部障害者（人工透析を必要とする腎臓疾患患者等）に対してサービスの提供を行うには車両台数が少なく利用が難しいため、セダン型車両を含めた運行車両を拡大することによって、移動制約者等の移動手段の選択肢が広がるものである。

小金井市有償ボランティア輸送運営協議会の設置

有償ボランティア輸送事業の円滑な実施のために、関係機関による小金井市有償ボランティア輸送運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。運営協議会事務局は、小金井市福祉保健部障害福祉課に置く。

ア 運営協議会は、小金井市で主宰し、構成員は、次のものとする。

公共交通機関に関する学識経験者
東京運輸支局長の指名する職員
タクシー等交通機関関係者
福祉有償運送実施団体
福祉有償運送の利用者
小金井市長が指名する職員

イ 苦情処理

苦情処理の窓口を運営協議会事務局に設ける。事務局は必要に応じて、臨時に運営協議会を開催し、苦情内容を報告する。

運送主体

小金井市内で活動する社会福祉法人、NPO法人（保健、医療又は福祉の増進を図る活動を行うことを主たる目的とするものに限る。）医療法人及び公益法人で、かつ以下に示す要件を満たす場合において、運営協議会の決議を経て許可を与えた事業者とする。

ア 運送の対象者

運送の対象者は、下記の条件のいずれかに該当し、運営協議会において認められたものとする。

介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項にいう「要介護者」及び第4項にいう「要支援者」

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条にいう「身体障害者」

その他肢体不自由、内部障害（人工血液透析を受けている場合を含む。）精神障害、知的障害等により単独での移動が困難な者であって、単独では公共交通機関を利用することが困難な者。

イ 対象者の管理

運送主体では、会員の氏名、住所、年齢、要介護認定等の対象者となる証明書類の写し、その他必要な事項を記入した会員登録簿を作成し、適切に管理する。

ウ 苦情処理

運送主体では、利用者の苦情受付について、会員登録時に説明し対応する。

使用車両

福祉有償運送の使用車両

ア 使用する車両については、運送主体が使用権原を有していること。この場合において運転者等から提供される自家用自動車を使用するときは、運送主体と自家用自動車を提供した当該運送に係る契約が締結され、当該契約の内容を証する書面が作成されており、有償運送の管理及び運営、特に事故発生、苦情等の対応に係る運送

主体の責任者及び連絡先が明瞭に表示されていること。

- イ 福祉車両は、車いす若しくはストレッチャーのためのリフト、スロープ、寝台等の特殊な設備を設けた自動車、又は回転シート、リフトアップシート等の乗降を容易にするための装置を設けた自動車であること。
- ウ 運営協議会の協議によって認められたセダン型等車両であること。
- エ 外部から見やすいように使用自動車の車体の側面に有償運送の許可を受けた車両である旨を表示すること。

運転者

普通第二種免許を有することを基本とする。これによらない場合は運営協議会において以下の点について協議をし、適当と認められた者とする。

- ア 申請日前3年間運転免許停止処分以上を受けていないこと。
- イ 東京都公安委員会等が実施する実車の運転を伴う特定任意講習等の講習を受講した者であること。
- ウ 社団法人全国乗用自動車連合会等が実施するケア輸送サービス従事者研修を修了した者であること。
- エ 移送サービス運営マニュアル編集委員会が発行するテキスト等に基づき運送主体が自主的に行う福祉輸送に関する研修を修了した者であること。
- オ その他移動制約者等の輸送の安全の確保に関し必要な知識又は経験を有する者であること。

損害賠償措置

運送に使用する車両すべてについて、対人8,000万円以上及び対物200万円以上の任意保険若しくは共済(搭乗者傷害を対象に含むものに限る。)に加入していること。

運送の対価

運送の対価については、一般旅客自動車運送事業及び地域の公共交通機関の状況等の地域特性を勘案しつつ、営利に至らない範囲において設定するものとする。上限については、一般旅客自動車運送事業のおおむね半分とする。

運営管理体制

運行管理、指揮命令、運転者に対する監督及び指導、事故発生時の対応並びに苦情処理にかかる体制その他の安全の確保及び旅客の利便の確保に関する体制が明確に整備されていること。

法令遵守

許可を受けようとするものが、道路運送法第7条の欠格事由に該当するものでないこと。